

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第14報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

・平成29年4月28日 保医発0428第4号 検査料の点数の取扱いについて

・平成29年4月28日 保医発0428第6号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早314		下から8行目	<p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>注 ア 植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・標準型)植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・MRI対応型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式・標準型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式・MRI対応型)、<u>植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)・標準型)及び植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)・MRI対応型)</u>は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p> <p>i 振戦 ii パーキンソン病に伴う運動障害 iii ジストニア</p> <p>イ 略</p> <p>ウ MRIに対応していないリードと組み合わせて、植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・MRI対応型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)・MRI対応型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)充電式・MRI対応型(32極用))、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)充電式・体位変換対応型・MRI対応型)、<u>植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式・MRI対応型)又は植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)MRI対応型)</u>を使用する場合は、それぞれ植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・標準型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)・標準型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)充電式・標準型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)充電式・体位変換対応型・標準型)、<u>又は植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)標準型)</u>を算定する。</p>	<p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>注 ア 植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・標準型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・MRI対応型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式・標準型)及び植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式・MRI対応型)は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p> <p>i 振戦 ii パーキンソン病に伴う運動障害 iii ジストニア</p> <p>イ 略</p> <p>ウ MRIに対応していないリードと組み合わせて、植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・MRI対応型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)・MRI対応型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)充電式・MRI対応型(32極用))、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)充電式・体位変換対応型・MRI対応型)又は植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式・MRI対応型)を使用する場合は、それぞれ植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・標準型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)・標準型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)充電式・標準型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(疼痛除去用(16極以上用)充電式・体位変換対応型・標準型)又は植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式・標準型)を算定する。</p>	字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
362	右	上から3行目	<p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(49) 略</p> <p>(50) 25-ヒドロキシビタミンD</p> <p>ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、CLIA法又はCLEIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。</p> <p>(51)～(52) 略</p>	<p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(49) 略</p> <p>(50) 25-ヒドロキシビタミンD</p> <p>ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。</p> <p>(51)～(52) 略</p>	字句挿入